

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

一色支所 総務管理課

監査期間

平成26年2月28日から

平成26年3月20日まで

| 指摘事項 | 措置状況 |
|--|--|
| 契約業務の見積書徴収は又は契約伺いにおいて、予定価格が記載されているものが散見された。予定価格を定める場合は、予定価格書により定められたい。 | 予定価格を定める場合は予定価格書により定めます。 |
| 飲料水水質検査業務契約及び環境測定用モニター修理契約伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載がなかった。1者随意契約の正当な理由がない場合は、西尾市契約規則に則った事務処理をされたい。 | 今後1者随意契約の場合正当な理由を明記します、また1者随意契約の正当な理由がない場合は、西尾市契約規則に則った事務処理をいたします。 |
| 複写機の借上げ業務の契約で、年度当初から使用するため入札ができないという理由で随意契約により契約を締結していたが、長期継続契約により複数年度契約をするなど、事務を改められたい。 | 長期契約に該当するものについては、長期継続契約により複数年度契約を締結するよう改めます。 |
| エレベータ保守点検業務の長期継続契約において、契約当初は検査職員を任命していたが、契約当時の職員が移動になり、その後、検査職員任命の手続きが行われていなかった。西尾市契約規則および「物品・役務」の契約事務の手引き等に沿った適切な事務処理をされたい。 | 検査職員の任命について、西尾市契約規則および「物品・役務」の契約事務の手引き等に沿った事務処理を行います。 |
| 総合行政システム委託業務契約書に個人情報保護に関する事項の記載がなかった。西尾市契約規則に則った事務処理をされたい。 | 総合行政システム委託業務契約については、個人情報保護に関する事項の記載を行い西尾市契約規則に則った事務処理を行います。 |
| 会議棟空調設備保守点検委託業務で、契約金額が小額であることを理由に、書面による契約を交わしていなかったが、業務の詳細を仕様書に指示していた。このような場合は、契約の履行を担保するためにも書面により契約を締結されたい。 | 小額契約金額であるときも書面での契約が相当とされる場合は、書面による契約をいたします。 |
| 環境測定用モニター修理に係る修繕料の支払いで、契約時に支出負担行為をせずに、支払い時に支出負担行為決議書兼支出命令書により支払いをしていた。適切な予算出向のため債務確定時に支出負担行為をされたい。 | 契約時に支出負担行為を行い、誤りのないようチェック機能を徹底いたします。 |

